

二級水系高浜川河川整備基本方針

平成13年 1月

熊 本 県

二級水系高浜川河川整備基本方針

目 次

第1章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針.....	1
第1節 高浜川流域の概要	1
第2節 基本方針.....	2
第1項 河川の洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	2
第2項 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持に関する事項.....	2
第3項 河川環境の整備と保全に関する事項.....	3
第4項 河川の維持管理に関する事項	3
第2章 河川の整備の基本となるべき事項.....	4
第1節 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	4
第2節 主要な地点における計画高水流量に関する事項.....	4
第3節 主要な地点における計画高水位、計画横断形に係わる川幅に関する事項	5
第4節 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	5
(流域参考図)	6

第1章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

第1節 高浜川流域の概要

たかはまがわ あまくさまち じゅうさん の やま
高浜川は熊本県 天草町 の西部に位置し、その源を 十三野山 (標高 453m)

おおかわちがわ あまくさなだ
に発し、山間部を西流し、途中、大河内川等を合流しながら 天草灘 に流れ込む二級河川である。

その流域は、天草町に属し、流域面積 25.3km²、流路延長は 4.20km で、天草町役場が所在する等、当該町における社会、経済の基盤をなしている。

高浜川流域は、対馬暖流の影響を受けて、県下でも最も温暖な地域である。気候区分は海洋型気候区に属し、年平均気温は 16~17°C、年平均降水量は概ね 2,000mm 程度である。降雨は台風や梅雨前線による局地的な豪雨となることが多く、年較差及び季節較差が大きくなる傾向にあり、台風期の豪雨によって災害が多く発生している。

流域の地質は主として、中生代後期白亜紀の姫浦層群であるが、この姫浦層群は砂岩、頁岩で構成されたものであり、断層や火成岩の貫入の影響を受けている。

高浜川は昭和 57 年、平成 5 年と度重なる災害を受けてきた。なかでも昭和 57 年 7 月豪雨では河岸の決壊や氾濫が発生し、その被害は家屋全半壊 2 棟、床上・床下浸水 182 棟、被害総額約 3.5 億円に及んだ。なお、過去、高潮被害は生じていない。

高浜川本川の治水対策としては、河口から大河内川合流点までは河川改修（昭和 44 年～平成 7 年）が、大河内川合流点から庵の河内堰上流までは災害復旧（平成元年～平成 3 年）が行われている。

高浜川の河川水は、本川で 4 箇所、支川で 5 箇所の堰から取水がなされ、流域の水田の灌漑用水等に古くから利用されているが、河川延長が短く、勾配が急であり、流域の保水力に乏しいという島嶼部の地形的特性から、昭和 62 年及び平成 6 年等の渇水時には、河川からの取水調整が行われる等の水不足に見舞われた。

高浜川の水質については、類型指定はなされていないが、BOD75%値でみると 1.0mg/l 以下と、AA 類型相当と良好である。その流況は過去 40 年間（昭和 35 年～平成 11 年）の平均渇水流流量が約 0.32m³/s/100km²、平均低水流流量は約 0.65m³/s/100km² である。

高野川合流点から上流の大河内川上流域は、山林の占有率が高く、アラカシ等のシイ、カシ萌芽林、スギ・ヒノキ植林が河畔まで迫り、河床は大礫からなる渓流が続いており、回遊性のヨシノボリ類、モクズガニが見られる等、良好な河川環境を保っている。

本川と大河内川の合流点から上流部及び大河内川の中～下流部は、山間の少ない平地の中を道路と並行し流下しており、水田等の耕作地として河岸近くまで利用さ

れている。河道の状況としては、一部災害復旧等により護岸がなされているものの、両岸からダンチク、ハゼノキ、スギ等が河畔に迫り、瀬と淵が交互に現れる自然河道の状態で残されている。また、アユ等の回遊魚の遡上が見られ、大河内川合流点付近ではヘイケホタルの生息が広範囲で確認される等、良好な河川環境を保っている。

感潮域である大河内川合流点より下流部は、両岸に護岸が設けられており、河川に隣接して天草町の市街地が張り付いている。そこに生息する魚類は、アユ、ボラ、メダカ等が確認されている。河口部には、「天草町の景観を守り育てる条例」に基づき景観形成地域に指定されている白鶴浜海水浴場があり、毎年、たくさんの海水浴客で賑わっている。なお、周辺には、熊本県レッドデータブックで絶滅危惧種に指定されているコウボウムギ群落が見られる。

第2節 基本方針

本水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針は、河川の現況並びに河川環境の保全を考慮し、地域の発展に係わる諸計画との調整を図り、「治水」、「利水」、「環境」との調和をとって、水源から河口まで一貫した計画のもとに整備を図っていくものとする。

第1項 河川の洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

高浜川は昭和57年等の災害を契機に本川の一部で改修を実施したが、洪水を流下させる河道の断面積が小さいことから、十分な整備状況まで達していない。

従って、沿川地域を洪水から防御する目的で、洪水調節施設の設置及び河川改修を実施し、治水安全度の向上を図る。

治水安全度は高浜川流域の社会・経済的な重要度と天草地域における他の河川との計画規模の整合、戦後最大洪水である昭和57年7月の豪雨を踏まえ、概ね30年に1回発生する洪水を対象とする。

また、計画規模を超過する洪水氾濫を含め、被害の発生が予想される場合は、迅速な洪水情報の伝達を図り、被害の軽減を図る。

第2項 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持に関する事項

高浜川の河川水は、古くから流域の水田の灌漑用水等に利用されているが、流域の保水力に乏しいという島嶼部の地形的特性から、昭和62年及び平成6年等の渴水時には、河川からの取水調整が行われる等の水不足に見舞われた。

また、高浜川の位置する天草町では、その生活用水の水源として、表流水と地下水（浅井戸）を利用しているが、天候に大きく左右され、また、近年水質悪化も懸念されることから、安定した水源の確保が望まれている。

高浜川の動植物の生息・生育環境は、島嶼部にも関わらず中流部（本川中上流、支川大河内川中下流）までアユ等の遡上がりが見られ、また、ヘイケホタルの生息も確認される等良好であり、また、現況の水質は、類型指定はなされていないが、AA類型相当と清浄である。

従って、現在の良好な動植物の生息・生育環境及び清浄な水質の維持等流水の正常な機能の維持を図るとともに、水道用水等諸用水の需要に対処するため、水資源の開発及び合理的な利用の促進を図る。

第3項 河川環境の整備と保全に関する事項

高浜川下流部は両岸に護岸が設けられており、感潮域である。山間の少ない平地の中を流れる中流部（本川中上流、支川大河内川中下流）は、ホタルの広範囲に渡る生息やアユ等の遡上が見られる等、生息・生育環境として良好である。また、支川大河内川の上流は渓谷が続き、ハゼノキ、スキ、アラカシ等が河畔まで迫る等、溪流として良好な景観・清流を維持している。

従って、現在の良好な動植物の生息・生育環境及び景観の保全を図るとともに、河川整備の実施にあたっては、ハイケホタルの生息を考慮し、改変区域の最小化を図ること等により河川環境への影響を最小限にとどめるよう配慮する。

第4項 河川の維持管理に関する事項

河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止又は軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から適切に行うものとする。特に上流部の河畔に生育している樹木等については、河川環境の保全に配慮しつつ、適正に管理する。

また、河川の維持管理には、流域の人々や地域との連携、協力が不可欠であるため、河川に関する情報を幅広く提供すること等により、河川愛護意識の定着と啓発、住民参加による河川維持管理を推進する。

第2章 河川の整備の基本となるべき事項

第1節 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

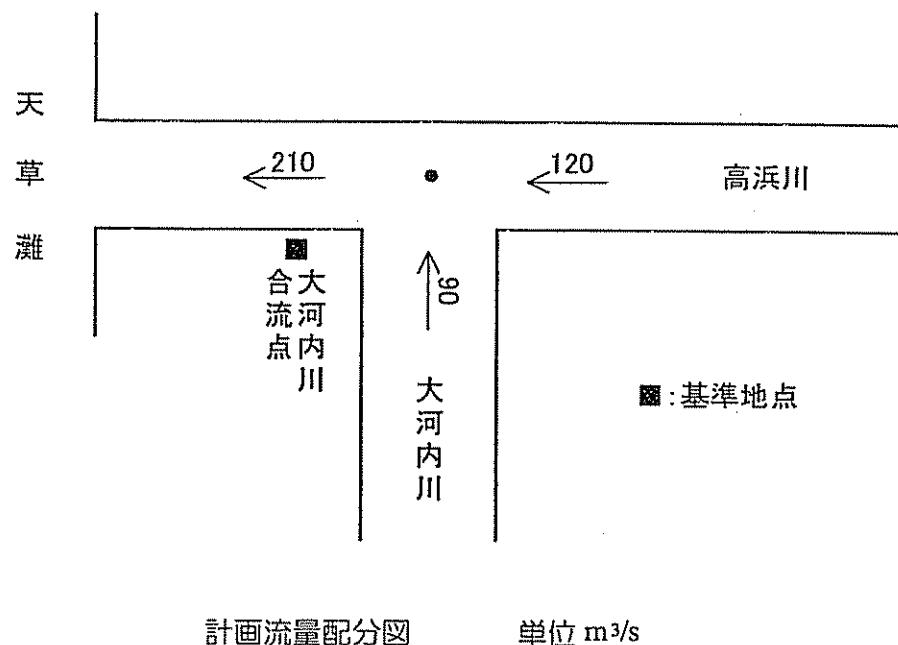
基本高水のピーク流量は、概ね30年に1回発生する規模の洪水に対処するために、基準地点である大河内川合流点において $230\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち洪水調節施設により $20\text{ m}^3/\text{s}$ を調節して、河道への配分流量を $210\text{ m}^3/\text{s}$ とする。

基本高水のピーク流量等の一覧表 (m^3/s)

河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量	洪水調節施設等 による調節流量	河道への 流量配分
高浜川	大河内川合流点	230	20	210

第2節 主要な地点における計画高水流量に関する事項

高浜川における計画高水流量は、基準地点、大河内川合流点において $210\text{m}^3/\text{s}$ とする。



第3節 主要な地点における計画高水位、計画横断形に係わる川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び横断形に係わる川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 (T.P.m)	川幅(m)	摘要
高浜川	大河内川 合流点	1.95	+5.37	26	基準地点

(注) T.P : 東京湾中等潮位

第4節 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

高浜川における既得水利としては、流域の灌漑用水としての慣行水利があるが、流域の保水力に乏しいという島嶼部の地形的特性から、渇水時には、河川からの取水調整が行われる等の水の不足が見られる。

高浜川における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、今後、農業用水等水利用の実態把握を行ったうえで、流水の占用、動植物の生息地又は生育地の状況等を考慮し、決定するものとする。

(流域参考図)

